

区分	事業内容	補助基準
土地、建物、設備の建設費、取得費及び改修費	事業承継・新規開業の際に必要な土地、建物、設備の建設費、取得費及び改修費	当該経費の2分の1以内 限度額 300万円 ただし、建物の建設及び改修に係る工事等については町内業者を対象とするが、特別な事情がある場合この限りでない。
店舗、駐車場等の賃借料	事業承継・新規開業の際に使用する店舗、駐車場等の賃借料を支援	月額賃借料の2分の1以内 限度額 月額5万円 ただし、交付決定日から3年以内（4月、7月、10月、1月に交付する。）
技術実習助成金	事業経営技術を習得するための経費の支援	単身は月額10万円 単身以外は月額15万円 ただし、交付決定日から12月以内 （4月、7月、10月、1月に交付する。親族、従業員又は現経営者と生計を一にする者を除く）
技術取得、研修費	事業経営に必要な技術の習得・向上、販路拡大に必要な研修・調査等に係る支援	当該経費の3分の2以内 限度額 100万円
事業承継奨励金	2親等以内の親族及び配偶者が事業を承継し、1年を経過した者に対する支援	限度額 50万円
チャレンジ事業助成金	チャレンジショップ運営に係る経費を支援	単身は月額5万円 単身以外は月額7万5千円 ただし、交付決定日から12月以内 （4月、7月、10月、1月に交付する。親族、従業員又は現経営者と生計を一にする者を除く）
	チャレンジ事業に係る店舗、駐車場等及び設備の賃借料	月額賃借料の2分の1以内 限度額 月額5万円 ただし、交付決定日から12月以内

		(4月、7月、10月、1月に交付する。)
経営自立経費	固定資産税相当額に対する支援	固定資産税相当額の2分の1以内 限度額5万円 ただし、交付決定日から3年以内 (1月に交付する。)
一般事業費	町長が必要と認めた経費	町長が必要と認める額